

議第21号

平成19年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事 項	区 分	
	一 般 路 線	定 期 観 光
運 転 車 両 数	両 671	回 (年間延べ) 1,460
年間走行キロメートル	km 28,841,000	km 62,050
年間総輸送人員	人 111,630,000	人 29,200
1日平均輸送人員	人 305,000	人 80

2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 83両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益	22,762,000千円
第1項 営業収益	19,123,963千円
第2項 営業外収益	3,638,037千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用	23,148,000千円
第1項 営業費用	22,212,711千円

第2項 営業外費用	863,479千円
第3項 特別損失	41,810千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,926,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,556,000千円
第1項 企業債	3,513,000千円
第2項 補助金	9,540千円
第3項 その他資本収入	33,460千円

支 出

第1款 資本的支出	5,482,000千円
第1項 建設改良費	3,621,579千円
第2項 企業債償還金	1,860,421千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円 3,513,000	発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができ。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 乗合自動車の減価償却費等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,631,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

平成19年2月20日提出

京都市長 梶 本 頼 兼